

日本死の臨床研究会

会則・細則集

会則	1
入会・退会手続き細則	3
世話人・常任世話人・世話人代表等選出細則	4
世話人会運営細則	5
地方支部運営細則	6
年次大会実施細則	7
事務局運営細則	8
委員会共通運営細則	9
編集委員会運営細則	10
国際交流委員会運営細則	11
教育研修委員会運営細則	12
企画委員会運営細則	13

日本死の臨床研究会

本部事務局

〒187-0012 東京都小平市御幸町 131-5

ケアタウン小平内

TEL (042)315-1195

FAX (042)315-2709

E-mail: office@jard.info

URL: <http://www.jard.info/>

日本死の臨床研究会会則

- 第1条 本会は日本死の臨床研究会（The Japanese Association for Clinical Research on Death and Dying：JARD）と称す。設立は、1977年12月1日である。
- 第2条 本会は次の目的を持つ。
死の臨床において患者や家族に対する真の援助の道を全人的立場より研究していくこと。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 年1度の全国的研究集会を開催する。研究集会の開催は細則による。
2. 会誌「死の臨床」（The Japanese Journal of Clinical Research on Death and Dying：JJRD）を年1度以上発行する。
会誌の編集は、細則による。
3. その他本会の目的に沿った事業を行う。
- 第4条 本会は地方支部を置くことができる。
- 第5条 1. 本会は死の臨床に関わりを持ち、本会の目的に賛同し、世話人会が承認した医療者、宗教家、心理学者、社会学者、その他の研究者および世話人会の認めた者をもって構成する。
2. 入会金は3,000円とする。
- 第6条 本会は世話人会及び事務局を持つ。
1. 世話人は地域と職種を考慮した上で、改選年4月1日の総会員数の約5%を定数とし、世話人の10%程度の常任世話人を置く。常任世話人は日常の会の運営にあたり1名を世話人代表とし、任期は2年とする。世話人の定年は、委嘱時満68歳以下とし、満70歳の年の総会終了後その任を終える。
2. 代表を退任した人および本会に特に功績のあった人を世話人会で推薦して「顧問」と称し、年会費を免除する。顧問は世話人会に出席することができる。
3. 会計監査のために監事2名を置く。
4. 事務局に事務局長と幹事を置く。
5. 事務局は〔〒187-0012 東京都小平市御幸町131-5 ケアタウン小平内 TEL:042-315-1195・FAX:042-315-2709 E-mail:office@jard.info〕に置く。
- 第7条 本会は年1回通常総会を開催する。その他、常任世話人会が必要と認めたときは、世話人代表は臨時総会を招集する。総会は総会員数の5分の1をもって定足数とする。出席者数と委任状数の和が定足数に達していれば総会が成立したものとみなす。総会は、次の事項を審議し、決議は出席会員の過半数をもって行い、可否同数の時は議長が決することとする。
1. 庶務、会計、事業報告
2. 事業計画
3. 世話人の承認
4. その他世話人会が必要と認めた事項
- 第8条 1. 本会に以下に定める事項を担当する委員会を置く。
(1) 編集委員会 会誌の編集および出版
(2) 国際交流委員会 国際的な情報と研究の交流
(3) 教育研修委員会 会員の教育研修の企画、運営
(4) 企画委員会 講演会、シンポジウム等の企画運営
2. 前項に定める委員会のほか、特別委員会、連絡協議会などを必要に応じて置くことができる。
- 第9条 1. 本会は主に会員の会費によって運営する。
2. 会員の会費は年額7,000円とする。ただし学生会員の会費は年額2,000円、世話人の会費は年額10,000円とする。
3. 学生会員として入会を希望する者および次年度も学生会員の継続を希望する者は、年会費納入時に、有効期限内で学生であることを証明できる学生証などの写しを、本部事務局に提出するものとする。ただし、大学院生は学生会員として認めない。
4. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。会費は新年度の4月末日までに事務局に送金する。
- 第10条 会費を2会計年度未納にした者、あるいは本会の目的に反する言動があった者は世話人会の承認を経て、退会するものとする。
- 第11条 本会の会則の変更は総会の承認を得ることを必要とする。
- 第12条 会則に定めるもののほか、本会の運用のために必要な手続きその他の事項については、細則で定める。細則は、世話人会で定める。
- 付則 本会則は1980（昭和55）年11月30日より実施する。（第3回総会にて可決）

- 付則 本会則は1986（昭和61）年11月30日に改正した。（第10回総会にて改正）
- 付則 本会則は1988（昭和63）年12月4日に改正した。（第12回総会にて改正）
- 付則 本会則は1989（平成元）年11月25日に改正した。（第13回総会にて改正）
- 付則 本会則は1992（平成4）年10月18日に改正した。（第16回総会にて改正）
- 付則 本会則は1993（平成5）年11月21日に改正した。（第17回総会にて改正）
- 付則 本会則は1994（平成6）年11月6日に改正した。（第18回総会にて改正）
- 付則 本会則は1998（平成10）年11月8日に改正した。（第22回総会にて改正）
- 付則 本会則は1999（平成11）年9月17日に改正した。（第23回総会にて改正）
- 付則 本会則は2002（平成14）年11月23日に改正し、2003（平成15）年1月1日より実施する。
（第26回総会にて改正）
- 付則 本会則は2003（平成15）年11月16日に改正し、2004（平成16）年11月27日より実施する。
（第27回総会にて改正）
- 付則 本会則は2007（平成19）年11月11日に改正し、2008（平成20）年2月13日より実施する。
（第31回総会にて改正）
- 付則 本会則は2009（平成21）年11月8日に改正し、2009（平成21）年11月9日より実施する。
（第33回総会にて改正）

入会・退会手続き細則

- 第1条 本会に入会しようとする者および退会しようとする者は、この細則の定めるところに従って手続きを行う。
- 第2条 本会の会員になろうとする者は、会則第5条の規定に従って所定の申込書に必要事項を記入して、本会本部事務局あてに申し込む。
- 第3条 入会手続きは事務局幹事が執行し、常任世話人会に報告する。
- 第4条 入会申し込みを受理された者は、直ちに入会金と会費を納入しなければならない。会員の資格は、入会金と会費が納入されたことが確認された時点から発効する。ただし、入会申込書提出後2か月を経て入金されない場合、入会はなかったものとする。
- 第5条 会員は、新会計年度開始1ヶ月以内(4月末日)に年会費を納入しなければならない。会費は本会の指定した振り込み口座に送金する。
- 第6条 退会しようとする者は、文書で世話人代表に申し出る。
- 第7条 会費の滞納が1会計年度を超える者は、会員の権利を失う。
- 第8条 会費の滞納が2会計年度を超えた者は、常任世話人会の承認を得て退会したものとみなす。
- 第9条 本会の目的に反する言動のあった者は、世話人会の承認を得て退会する。
- 付 則 この細則は、1994(平成6)年11月6日から施行する。

世話人・常任世話人・世話人代表等選出細則

- 第1条 世話人は、2年毎の定期改選とし、世話人代表が本人の再任の意思を確認した上で常任世話人会の同意を得て、次期の世話人に依頼することができる。ただし、世話人会を連続して4回欠席した者は再任されない。
- 第2条 新世話人の選出は、会員歴3年以上の者を2名の世話人が推薦し、常任世話人会の議を経て、世話人会および総会で承認し、世話人代表が委嘱する。新世話人の任期は、その期の世話人の任期とする。
- 第3条 次期常任世話人は、2名の常任世話人が推薦し、常任世話人会の議を経て、世話人会で選出し、総会で承認する。常任世話人は、連続して2期4年を超えて選出されない。
- 第4条 次期世話人代表は、その候補を常任世話人会で推薦し、世話人会で選出し、総会で承認する。世話人代表は、連続して2期4年を超えて選出されない。
- 第5条 世話人代表は、次期の世話人・常任世話人・世話人代表の氏名を世話人会および通常総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第6条 監事は、常任世話人会で推薦し、常任世話人会の議を経て、世話人会で選出し、総会で承認する。監事は、連続して2期4年を超えて選出されない。
- 第7条 この細則にかかわらず、緊急を要する場合は常任世話人会で議決して実行し、直近の世話人会で承認を得なければならない。
- 付 則 この細則は、1994（平成6）年11月6日から施行する。
- 付 則 この細則は、2002（平成14）年11月22日に改正した。
- 付 則 この細則は、2006（平成18）年11月3日に改正した。

世話人会運営細則

- 第1条 世話人代表は、世話人会を招集し、議長となる。世話人代表が支障のある場合は、世話人代表が指名した者が議長となる。
- 第2条 世話人会は、過半数の世話人の出席の意思表示によって開催する。過半数の中には委任状提出者も含むが、出席世話人の人数が世話人総数の4分の1を満たしていなければならない。
- 第3条 世話人会の議決は、会則第7条に従い出席世話人の過半数による。賛否同数の場合は、世話人代表が決定する。
- 第4条 幹事は、世話人代表を補佐し、会務を処理する。
- 第5条 世話人代表が必要と認める者は、世話人会に出席することができる。
- 第6条 この細則は、常任世話人会を招集する場合にも準用する。
- 付 則 この細則は平成6（1994）年11月6日から施行する。

地方支部運営細則

- 第1条 本会会則第4条に定める地方支部の設置と運営は、この細則による。
- 第2条 各支部は「日本死の臨床研究会（各支部名）支部」と称し、次の7支部を置く。
1. 北海道支部 全道
 2. 東北支部 青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
 3. 関東甲信越支部 東京、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、新潟、長野
 4. 中部支部 静岡、愛知、岐阜、三重、石川、富山、福井
 5. 近畿支部 大阪、京都、滋賀、和歌山、兵庫、奈良
 6. 中国・四国支部 岡山、広島、島根、鳥取、山口、愛媛、香川、徳島、高知
 7. 九州支部 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- 第3条 各支部は必要に応じ、本会世話人会の議決により、合併・分割などの区分と名称の変更を行うことができる。
- 第4条 各支部は本会会則第3条第3項の事業を目的として活動する。
- 第5条 支部は、原則としてその地区の本会会員で組織する。各支部は運営のために支部役員を置く。支部役員の任期は本会世話人の任期2年と一致するものとする。支部長は、当該支部の本会世話人の中から支部役員の互選によって選出する。支部役員は主として本会世話人で構成するが、会員の中から若干名を支部役員に加えることができる。
- 第6条 各支部は必要な支部会則を独自に定めるものとする。ただし、支部会則は本会会則に抵触しないものであり、常任世話人会の承認を要するものとする。
- 第7条 各支部の支部長、所在地は本会に届け出るものとする。上記の事項に変更のあったときも同様とする。
- 第8条 各支部の会計は独立会計とし、必要な費用は独自に調達する。
- 付 則 この細則は、1994（平成6）年11月6日から施行する。
- 付 則 この細則は、2007（平成19）年11月11日に改正した。
- 付 則 この細則は、2009（平成21）年11月8日に改正した。

年次大会実施細則

- 第1条 本会会則第3条第1項に定める全国的研究集会の開催については、この細則による。
- 第2条 本会の全国的研究集会を「日本死の臨床研究会年次大会」と称し、「第 回」を冠する。
- 第3条 本会の年次大会は、原則として毎年1回開催する。
- 第4条 本会会則第7条に定める通常総会は、原則として年次大会中に開催する。
- 第5条 研究集会を開催する世話人は、年次大会長と称する。
- 第6条 1. 世話人代表は本会会則第7条に定める通常総会において、次期の年次大会長と開催地を報告し、承認を得なければならない。年次大会長は世話人会の議を経て世話人代表が委嘱する。
2. 前項において決定されたことについて、変更を必要とする緊急の事情が生じた場合は、常任世話人会で処理する。
- 第7条 年次大会長は大会の企画、準備および実施の一切を管掌する。ただし年次大会長は常任世話人会において、あらかじめ大会の企画その他について報告することを要する。
- 第8条 年次大会長は会員の若干名の者に年次大会実行委員を委嘱する。ただし年次大会実行委員名は常任世話人会に報告するものとする。
- 第9条 年次大会開催に関する収支は独立会計とする。ただし開催に先立ち特別会計から準備費として一定額を援助する。年次大会長は大会終了後、収支決算を常任世話人会に報告し、支出を超えた収入については全額、年次大会特別会計に繰り入れることとする。
- 第10条 年次大会における一般演題発表者・共同発表者は本会の会員でなければならない。
- 第11条 年次大会の企画、準備の主な項目は次の通りで、年次大会長が管掌する。
イ. 一般演題の募集要項などの立案（会員への通知は本部事務局が行う）
ロ. 申込み演題の採否決定および通知
ハ. シンポジウム、特別講演の企画、講師依頼、一般演題の座長の依頼（研究会終了後、抄録を編集委員会に引き継ぐものとする。）
ニ. 研究会のプログラム・抄録の作成（印刷と配布は本部事務局が行う）
ホ. 研究会の参加費、広告料、公的寄付金などの決定、徴収
ヘ. 本会の世話人会および各種委員会の会場の斡旋
ト. その他懇親会など
- 付 則 この細則は、1994（平成6）年11月6日から施行する。
- 付 則 この細則は、2011（平成23）年10月9日に改正した。

事務局運営細則

- 第1条 事務局長は会務を統括し、幹事は事務局長を補佐して会務を処理する。
- 第2条 事務局長は世話人の中から常任世話人会が推薦し、世話人会の承認を得て世話人代表が委嘱する。
- 第3条 幹事は会員の中から事務局長が推薦し、常任世話人会の承認を得て世話人代表が委嘱する。
- 第4条 事務局長および幹事の任期は、本会世話人の2年と一致するものとする。ただし再任は妨げない。
- 第5条 事務局運営のために、若干名の事務員を配置することができる。
- 付 則 この細則は、1999（平成11）年9月17日から施行する。

委員会共通運営細則

- 第1条 本会会則第3条第3項に基づいて設置された委員会（以下「委員会」という）は各委員会個別の運営細則に定めるもののほかは、この共通運営細則によって運営する。
- 第2条 委員会は世話人から選ばれた委員長および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。
- 第3条 委員長は常任世話人会が推薦し、世話人会の承認を得て世話人代表が委嘱する。
- 第4条 委員は委員長が会員の中から推薦し、常任世話人会の承認を得て世話人代表が委嘱する。ただし、委員長および委員は、常置委員会の委員長および委員を兼任することはできない。
- 第5条 委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。
- 第6条 世話人代表は各委員会に出席することができる。
- 第7条 委員長ならびに委員の任期は、本会世話人の任期2年と一致するものとする。ただし再任は妨げない。
- 付 則 この細則は1994（平成6）年11月6日から施行する。
- 付 則 この細則は2015（平成27）年10月11日から施行する。

編集委員会運営細則

第1条 編集委員会は委員会共通運営細則およびこの細則に基づいて運営する。

第2条 この委員会は、本会の会誌等の編集・発行に関する業務を行う。

第3条 会誌は年1回以上発行する。

第4条 この委員会は、会誌の編集に関し、次の業務を行う。

- 1) 計画立案
- 2) 解説・講座その他論文などの執筆の依頼
- 3) 論文・研究報告・資料などの査読または査読の依頼
- 4) 論文・研究報告・資料などの採否決定
- 5) その他会誌の編集に関する業務

第5条 この委員会は、常任世話人会の承認を得て、次の業務を行うことができる。

- 1) 単行書の企画・刊行
- 2) 会誌の寄贈・交換
- 3) 研究会活動の宣伝・普及
- 4) 関連諸学会・諸研究機関との学術情報の交換
- 5) その他必要な業務

付 則 この細則は1994（平成6）年11月6日から施行する。

国際交流委員会運営細則

第1条 国際交流委員会は共通運営細則およびこの細則によって運営する。

第2条 この委員会は、本会の目的に沿った国際交流を図る。また、そのために必要な情報の収集や広報・渉外の活動を行う。

第3条 この委員会は、本会が主催する国際的な研究集会などの企画、立案および運営に参加する。

第4条 この委員会は、世話人会が必要と認める国際的関連事業に関する業務を行う。

付 則 この細則は1994（平成6）年11月6日から施行する。

教育研修委員会運営細則

第1条 教育研修委員会は共通運営細則およびこの細則によって運営する。

第2条 この委員会は、本会の会員の教育研修に関する業務を行う。

- 1) 会員のための教育研修
- 2) 各種の研究会・講演会・シンポジウムなど
- 3) その他常任世話人会の承認を得た業務

第3条 この委員会は、第2条の各号の活動の実行組織として、それぞれの名称を冠した実行委員会を設けることができる。

第4条 この委員会の業務に関する収支は、原則として独立会計とする。収支決算は常任世話人会に報告する。

付 則 この細則は1994（平成6）年11月6日から施行する。

企画委員会運営細則

第1条 企画委員会は、共通運営細則およびこの細則によって運営する。

第2条 この委員会は、次に挙げる本会の活動に関する業務を行う。

- 1) 国内シンポジウム、講演会などの企画・運営
- 2) その他常任世話人会の承認を得た業務

第3条 この委員会は、活動の実行組織として、それぞれの名称を冠した実行委員会を設けることができる。

第4条 実行委員会の構成は、企画委員会が常任世話人会に報告する。

第5条 企画委員会の活動に要する費用は、原則として独立会計とし、必要に応じてその都度調達する。ただし開催に先立ち、一般会計から一定額を準備費として実行委員会に貸与することができる。実行委員会は貸与金の返済とあわせて収支決算を常任世話人会に報告するものとする。

付 則 この細則は、1994（平成6）年11月6日から施行する。